

議案第 5 号

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例
(令和元年かすみがうら市条例第 2 5 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 6 条関係)

施設	休館日	開館時間
健診室及び研修室 音楽室 調理室 軽運動室 多目的室	(1) 火曜日 (この 日が休日に当たるとき は、当該休日直後の平 日とする。以下同 じ。)	(1) 平日 午前 9 時か ら午後 1 0 時まで (2) 休日 午前 9 時か ら午後 7 時まで

体育館	(2) 12月29日 から翌年1月3日まで	
トレーニングルーム シャワールーム及び ロッカールーム	(1) 火曜日 (2) 12月29日 から翌年1月3日まで	(1) 平日 午前9時から午後9時まで (2) 休日 午前9時から午後7時まで

備考

- 1 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 「平日」とは、休日以外の日をいう。
- 3 入館受付は、閉館の1時間前（シャワールーム及びロッカールームにあっては、20分前）までとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。